

令和5年9月28日

公益財団法人
横浜市シルバー人材センター
TEL：045-847-1800

適格請求書発行事業者登録番号のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、登録に伴い付与されました当センターの「適格請求書発行事業者登録番号」を下記の通りご案内申し上げます。

なお、インボイス制度に対応した適格請求書につきましては、令和5年10月1日以降に発行する請求書から、順次、適用させていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願いいたします。

敬具

記

適格請求書発行事業者登録番号

T 2020005010239

※上記登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて
ご確認いただくことができます。